

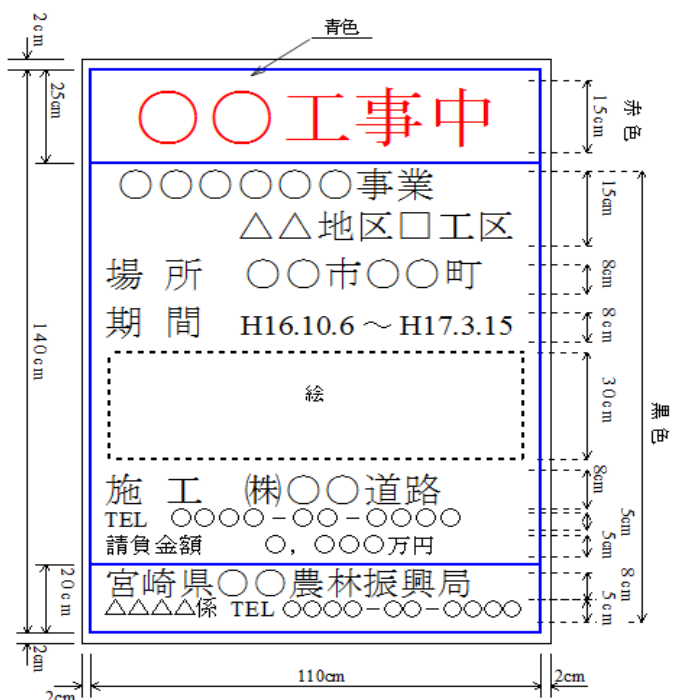
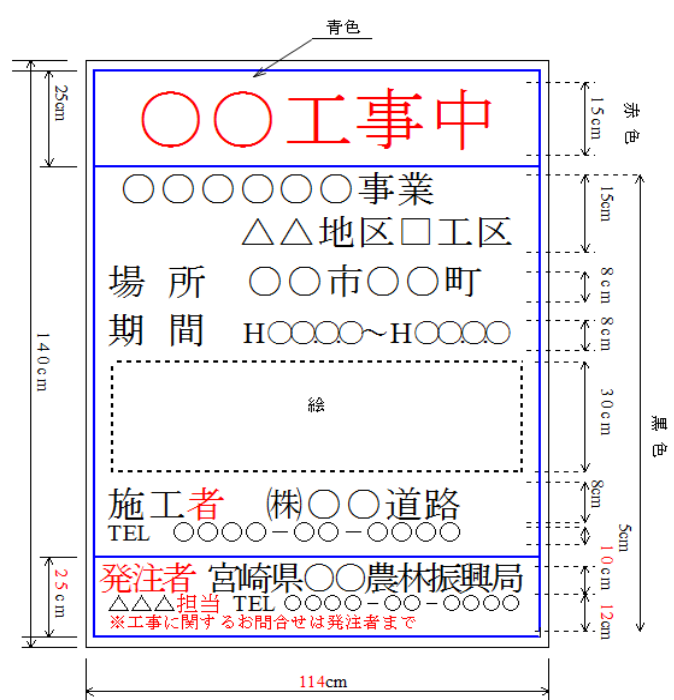
工事現場における標示板の標示要領 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">工事現場における標示板の表示要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、宮崎県農政水産部が発注する農業土木工事の工事現場における標示板(以下「工事標示板」という。)の表示内容の簡素化及び統一化を図り、わかりやすい表示施設にするとともに、工事標示板に工事請負金額を表示することにより、県民への公共工事に関する積極的な情報提供を行い、公共工事に対する理解の浸透と職員のコスト意識の向上に資するため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(表示内容等) 第2条 工事標示板の表示内容については、次の各号に掲げるとおりとする。 一 工事の種別 二 主たる工事種別を記載するものとする。 三 工事の名称 四 工事名(略称:別表1参照)、地区名及び工区名を記載するものとする。 五 工事の場所 六 ○○郡、大字及び○○番地は除き、記載するものとする。 七 工事の期間 八 原則として、契約書に記載の工期を記載するものとする。ただし、工場製作がある場合など、現場での工事期間が契約工期と大きく異なる場合は、実際に現場で工事を行う期間を記入するものとする。 九 工事の施工者 十 商号又は名称、電話番号(市外局番を含む。以下同じ。)を記載するものとする。 十一 工事の請負代金額 十二 請負金額は、当初請負代金額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載するものとするが、表示金額は万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、請負代金額の変更があっても表示</p>	<p style="text-align: center;">工事現場における標示板の標示要領</p> <p>(趣旨) 第1条 この要領は、宮崎県農政水産部が発注する農業土木工事の工事現場における標示板(以下「工事標示板」という。)の標示内容の簡素化及び統一化を図り、わかりやすい標示施設にするとともに、工事標示板により、工事に関する情報の問い合わせ先を表示することにより、県民への公共工事に関する積極的な情報提供を行い、公共工事に対する理解の浸透をより図るため、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(標示内容等) 第2条 工事標示板の標示内容については、次の各号に掲げるとおりとする。 一 工事の種別 二 主たる工事種別を記載するものとする。 三 工事の名称 四 工事名(略称:別表1参照)、地区名及び工区名を記載するものとする。 五 工事の場所 六 ○○郡、大字及び○○番地は除き、記載するものとする。 七 工事の期間 八 原則として、契約書に記載の工期を記載するものとする。ただし、工場製作がある場合など、現場での工事期間が契約工期と大きく異なる場合は、実際に現場で工事を行う期間を記入するものとする。 九 工事の施工者 十 商号又は名称、電話番号(市外局番を含む。以下同じ。)を記載するものとする。 十一 問い合わせ先 十二 工事に関する情報の問い合わせ先を標示するものとする。</p>

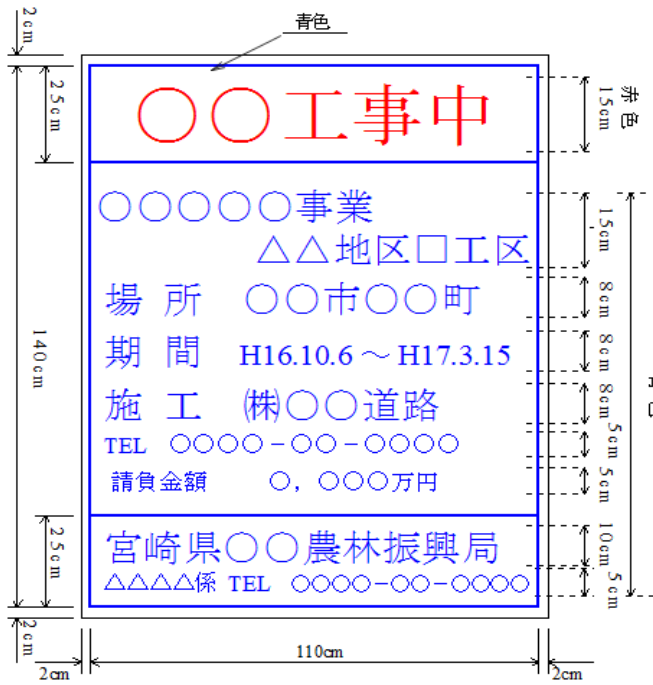
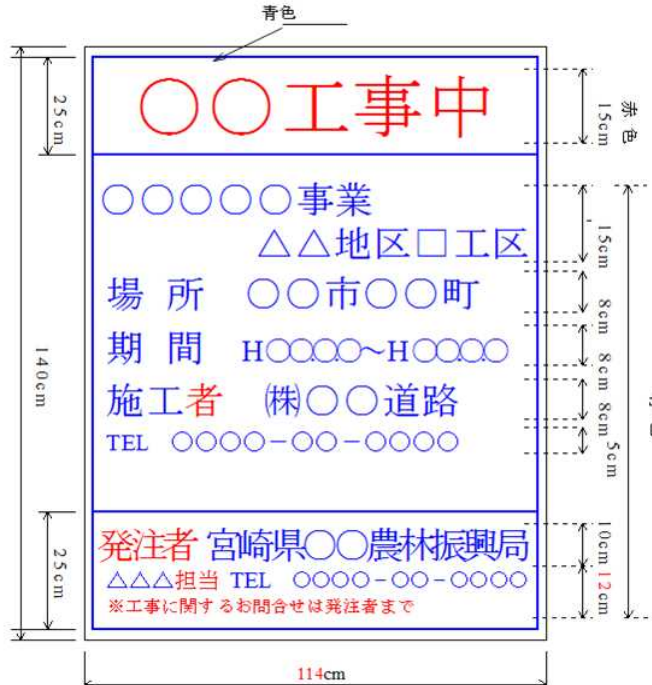
工事現場における標示板の標示要領 新旧対照表

旧	新
<p>の変更は行わない。</p> <p>七 工事の発注者 事務所名、担当係名及び電話番号を記載するものとする。</p> <p>2 工事標示板に掲載する絵等は次の内容とする。ただし、建設工事のデザイン等具体的な掲載に当たっては、工事標示板のイメージアップにつながらないよう留意する。また、工事標示板の目的を失うことのないよう留意する。</p> <p>アイウ 地域の主要施設に関する内容 アイウ 県の主要施設に関する内容</p> <p>アイウ 特産品、名物、風景等に関する内容</p> <p>(その他) 第3条 標示板や文字等の大きさについては、絵等を掲載する場合に標準記載例1、それ以外は標準記載例2を参考とする。ただし、これにより難しい場合には協議により変更できるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>七 工事の発注者 事務所名、担当名及び電話番号を記載するものとする。</p> <p>2 工事標示板に掲載する絵等は次の内容とする。ただし、建設工事のデザイン等具体的な掲載に当たっては、工事標示板のイメージアップにつながらないよう留意する。また、工事標示板の目的を失うことのないよう留意する。</p> <p>アイウ 地域の主要施設に関する内容 アイウ 県の主要施設に関する内容</p> <p>アイウ 特産品、名物、風景等に関する内容</p> <p>(その他) 第3条 標示板や文字等の大きさについては、絵等を掲載する場合に標準記載例1、それ以外は標準記載例2を参考とする。ただし、これにより難しい場合には協議により変更できるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成16年10月1日から施行する。 この要領は、平成28年1月1日から施行する。</p>

工事現場における標示板の標示要領 新旧対照表

旧	新
<p>標準記載例 1</p> <p>○ 工事標示板（絵を入れる場合）</p>  <p>(場所の記載例) × 児湯郡高鍋町大字上江2-10 → ○ 高鍋町上江 ※ 寸法については参考値とし、文字数等により適宜調整するものとする。</p>	<p>標準記載例 1</p> <p>○ 工事標示板（絵を入れる場合）</p>  <p>(場所の記載例) × 児湯郡高鍋町大字上江2-10 → ○ 高鍋町上江 ※ 寸法については参考値とし、文字数等により適宜調整するものとする。</p>

工事現場における標示板の標示要領 新旧対照表

旧	新
<p>標準記載例 2 ○ 工事標示板（絵を入れない場合）</p>  <p>(場所の記載例) × 児湯郡高鍋町大字上江2-10 → ○ 高鍋町上江 ※ 寸法については参考値とし、文字数等により適宜調整するものとする。</p>	<p>標準記載例 2 ○ 工事標示板（絵を入れない場合）</p>  <p>(場所の記載例) × 児湯郡高鍋町大字上江2-10 → ○ 高鍋町上江 ※ 寸法については参考値とし、文字数等により適宜調整するものとする。</p>

工事現場における標示板の標示要領 新旧対照表

旧		新	
別表 1			
事業名	表示する事業名	事業名	表示する事業名
中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業
水田農業経営確立排水対策特別事業	排水対策特別事業	畑地帯総合整備事業(担手育成)	畑地帯総合整備事業
畑地帯総合整備事業(緊急整備型)	畑地帯総合整備事業	畑地帯総合整備事業(担手支援)	畑地帯総合整備事業
畑地帯総合整備事業(一般型)	畑地帯総合整備事業	耕作放棄地整備事業	耕作放棄地整備事業
畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	畑地帯総合整備事業	ため池等整備事業(河川応急)	ため池等整備事業
畑地帯総合整備事業(担い手育成型)	畑地帯総合整備事業	ため池等整備事業(危険ため池)	ため池等整備事業
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業	ため池等整備事業(土砂崩壊)	ため池等整備事業
広域営農団地農道整備事業	広域農道整備事業	ため池等整備事業(用排水施設)	ため池等整備事業
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	農免農道整備事業	農村災害対策整備事業	農村災害対策整備事業
一般農道整備事業	一般農道整備事業	農地保全整備事業(シラス)	農地保全整備事業
ため池等整備事業	ため池等整備事業	農地保全整備事業(急傾斜)	農地保全整備事業
農地保全整備事業	農地保全整備事業	農地保全整備事業(特殊土壌)	農地保全整備事業
中山間地域総合農地防災事業	中山間地域総合農地防災事業	湛水防除事業	湛水防除事業
ふるさと農道緊急整備事業	ふるさと農道整備事業	防災ダム事業	防災ダム事業
※表にない事業名については監督員と協議すること		海岸維持修繕事業	海岸維持修繕事業
		海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業
		広域農道整備事業	広域農道整備事業
		広域農道整備事業(道交付金)	広域農道整備事業
		基幹農道整備事業	基幹農道整備事業
		中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業
		地域用水環境整備事業	地域用水環境整備事業
		基幹水利施設ストマネ事業	基幹水利施設ストマネ事業
		土地改良財産補修事業	土地改良財産補修事業